

企画競争実施の公示

令和6年5月23日

東北地方整備局 山形河川国道事務所長 森田 裕介

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要：防災事業等広報業務

本業務は、防災に対する県民の認識を深めてもらうため、防災週間の取り組みの一環として、国土交通省が山形県内で実施する事業について、山形県内において発行される新聞を活用した広報を行うものである。

(2) 業務内容：

①新聞掲載用原稿企画

令和5年9月2日広告の「特集！！ぼうさいしゅうかん」の構成を基調とした、令和6年の防災週間の広告を作成し、新聞掲載を行う。

また、新聞掲載する広告のPDF方式データ（A3サイズ・山形河川国道事務所ホームページ掲載用）を作成する。

②新聞掲載用原稿制作

①に基づいた広報原稿の制作

③新聞掲載

掲載紙面：山形県内発行一般紙朝刊、モノクロ12段

掲載日：防災週間（8月31日（土）又は9月1日（日））に1回掲載
山形県内（一般紙）1日につき9万部以上に掲載すること。

(3) 履行期限：令和6年9月30日（月）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、次の①又は②のいずれかの条件を満足する者であること。

① 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「**役務の提供等**」の**東北地域の競争参加資格を有する者**であること。

② 現在、①の全省庁統一資格の認定を受けておらず、今後、新規又は変更の認定の申請手続きを行う意思のある者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。

なお、これに該当する場合には、企画提案書提出時に次に掲げる書類も提出すること。

更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者が提出を要する書類

更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

- (4) 企画提案書の提出期限の日から、見積書の徴収の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 山形県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (7) 配置予定の業務管理責任者が、企画競争実施の公示「説明書」に定める要件を満たしていることを証明した者であること。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒990-9580 山形県山形市成沢西4丁目3番55号

東北地方整備局 山形河川国道事務所 経理課

電話：023-688-8923（内線 554）

電子メール：thr-761keiyaku02@mlit.go.jp

（電子メールアドレスの読みは以下のとおり）

ティー・エイ・アル・ハイフン(-)・ナナ(7)・ロク(6)・イチ(1)・ケイ・イー・アイ・ワイ・エー・ケイ・ユー・ゼロ(0)・ニ(2)・アットマーク(@)・エム・エル・アイ・ティー・ドット(.)・ジー・オー・ドット(.)・ジェイ・ピー

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、託送（希望者の費用負担）、電子メール又は、窓口で交付を行う。

- ① 託送、電子メールの場合：上記（1）に送付先、会社名、担当者名、電話等を明記の上、電子メールにより申し出ること。なお、電子メールの送信後は、必ず着信を確認すること。
- ② 窓口での交付：令和6年5月23日（木）から令和6年6月12日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

なお、説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 **令和6年6月12日（水）** 14時00分
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着のこと。）又は電子メールによるものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングは行わない。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。